

【別紙】

1号～4号の「これに相当する課程」及び6号の「別に定める者」について

1 「これに相当する課程」について

- (1) 農業土木科及び農業工学科
- (2) 建築科、建築工学科及び設備工学科
- (3) 衛生工学科、都市工学科及び土木環境工学科
- (4) その他前3号に相当する課程として理事長が認めるもの

2 「別に定める者」について

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による専修学校又は各種学校において、土木科又はこれに相当する課程を修了した者、及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業訓練施設において配管科を終了した者
- (2) 規程第7条第1項第4号及び第5号に定める排水設備工事等の実務経験以外に、農（漁）業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等の工事の設計又は施工（監理を含む。）に関して、合算した当該各号に定める期間の実務経験を有する者
- (3) その他前2号に該当する者に準ずる者として、理事長が認める者